

「2019年度プロジェクト等評価支援業務」に係る公募要領

(平成30年12月25日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
評価部

「2019年度プロジェクト等評価支援業務」に係る公募について
(平成30年12月25日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2019年度プロジェクト等評価支援業務の委託先を、一般に広く募集いたします。本業務について受託を希望される方は、以下の要領に従って提案して下さい。

なお、本事業は2018年度、2019年度の政府予算に基づき、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「2019年度プロジェクト等評価支援業務」

2. 業務内容

(1) 業務の内容

本業務は、2019年度にNEDOで実施するプロジェクト等評価における分科会の運営に係る支援業務（分科会委員候補に係る情報の提供、分科会運営支援、現地調査会支援、評価コメント及び評点の取りまとめ等）です。本業務の詳細な内容等につきましては、別紙「仕様書」を参照してください。

(2) 対象とする技術分野及び対象とするプロジェクト等

本業務で対象とする技術分野は、次の3分野とします。対象とするプロジェクト等の詳細については、別紙「仕様書」の別表「2019年度評価対象一覧」を参照してください。

① 新エネルギー・環境・イノベ分野

(プロジェクト評価5件、制度・事業評価3件の計8件)

② 省エネルギー・スマコミ分野

(プロジェクト評価4件、制度・事業評価2件、国際実証・テーマ評価1件の計7件)

③ 電子・材料技術分野

(プロジェクト評価11件)

(3) 委託期間

本業務の委託期間は、NEDOが指定する日から2020年3月20日までとします。本業務のスケジュール等につきましては、別紙「仕様書」を参照してください。

3. 応募要領

本業務への応募資格は、次の①から④までの全ての条件を満たすことができる、一社で受託を希望する法人（以下「提案者」という。）とします。

- ① 被評価プロジェクトに係る技術分野の専門知識を有し、かつ、本業務の内容の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- ② 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ NEDO が本業務を実施する上で必要とする措置を、適切に遂行できる能力、体制を有していること。
- ④ 個人情報を提供するにあたっては、個人情報保護の観点から、個人情報の取り扱いに関する社内規程等が整備されていること。

4. 提案書類の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年1月31日（木）12：00必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ホームページにてお知らせいたします。

※なお、メール配信サービス (<https://www.nedo.go.jp/nedmail/index.html>) に、ご登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひご登録いただき、ご活用下さい。

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

評価部 塩入、北見

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

ミューザ川崎セントラルタワー 20階

※提案書類持参の場合は、16階「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

(3) 提出方法

- ① 応募者は本要領に従い提案書類を作成し、「4. 提案書類の提出期限及び提出先」に基づいてご提出ください。なお、FAX 及び e-mail での提案書類の提出は受け付けられません。
- ② 提案は、技術分野単位で行ってください。なお、同一の提案者が同時に複数の技術分野に提案することは可能です。
- ③ 次の公募関連書類がダウンロードできますので、ご参照ください。
 - ・ 公募要領（仕様書を含む）【PDF ファイル】
 - ・ 提案書類作成要領【PDF ファイル】
 - ・ 提案書類様式（ブランクフォーム）【Word ファイル】

- ・評価支援業務に係る特別約款【PDF ファイル】
- ・NEDO における研究評価・事業評価について【PDF ファイル】
- ・契約に係る情報の公表について【PDF ファイル】
- ・利害関係者の定義【PDF ファイル】
- ・調査委託契約標準契約書

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/h30_3yakkan_chousa.html

- ・個別プロジェクト等に係る基本計画（一覧）

<https://www.nedo.go.jp/activities/introduction.html>

5. 公募説明会の開催

本業務の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の通り開催いたします。説明は日本語で行います。なお、公募説明会は、応募資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限り参加してください。また、事前の参加登録は不要です。

※説明会の参加に際しましては、「公募要領」を印刷の上、ご持参ください。

（会場には用意がございません。）

日 時：平成31年1月9日（水）14:00～15:00

会 場：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 会議室B

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 16F

※来構の場合は、16階「総合案内」にて、「2019年度プロジェクト等評価支援業務に係る公募説明会に参加する」旨を伝え受付を行い、受付の指示に従ってください。

6. 委託先の選定

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出等を求める場合がありますので、ご了解ください。また、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承願います。

- ① 支援業務の方法、内容等が優れていること。
- ② 支援業務の経済性が優れていること。
- ③ 関連する技術分野の調査等に関する実績を有していること。
- ④ 当該支援業務を行う体制が整っていること。
- ⑤ 当該支援業務に必要な研究員等を有していること。
- ⑥ 経営基盤が確立していること。
- ⑦ 委託業務管理上、NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

7. その他の留意事項

(1) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、当機構の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(2) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

F A X 番号：044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(3) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、最終ページにある別添のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のホームページで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(4) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishu_kanri03.pdf

8. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記まで FAX 又は E-mail にてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

評価部 塩入、北見

FAX : 044-520-5162

電子メール: eval@ml.nedo.go.jp

以上

仕様書

評価部

1. 件名

2019年度プロジェクト等評価支援業務

2. 目的

NEDOでは、プロジェクト評価、制度評価及び事業評価を、研究評価委員会の下に設置されるプロジェクト・制度・事業（以下、「プロジェクト等」とする。）ごとの評価分科会において行っている。

本業務は、2019年度に実施するプロジェクト評価、制度評価及び事業評価を、適切に運営するために実施するものである。

3. 業務内容

内容は以下の通りとする。なお、内容の詳細については、NEDOから指示するものとする。

(1) 分科会委員候補に係る情報の提供

各プロジェクト等についてプロジェクト等の内容・社会的背景・技術的動向を十分に調査のうえ、分科会委員候補を選定し、候補に係る情報をNEDOの指定する期限までに提供する。

① 提出を要する情報の内容

委員候補の氏名、所属、専門分野、略歴、NEDO評価委員経験及び候補者として選定した理由。

② 候補者として必要な要件

- ・ 対象プロジェクト等に係る技術または市場に優れた識見を有する者。
- ・ 研究開発マネジメントの経験またはそれに係る知識を有する者。
- ・ 原則として国内に居住する邦人。
- ・ 情報を適切に管理できる者。
- ・ 利害関係者に該当しない者。

③ 情報の管理

情報の提供に当たっては、個人情報保護法を遵守すること。

(2) 分科会運営支援

NEDOの指示に基づき、以下の業務を実施すること。

① 分科会に先立ち行われる被評価プロジェクト等の関係者向け説明会（事前説明会）への出席

② 分科会を行う会場の手配

- ・ 会場は、原則として東京近郊の会議室を使用する。ただし、NEDOの会議室が使用できる場合、それを使用する。

- ・ 会場は、30～100 人程度が収容でき、マイク、プロジェクター等のプレゼンテーション関連機材が使用できることとする。
- ・ 昼食会場や控室が別途必要な場合、会場と同一建物内で手配する。
- ・ 同時に展示やデモンストレーションを行う場合、会場手配や宅配先の確認を行う。

③ 分科会の準備

- ・ 分科会資料のコピー前確認作業
- ・ 分科会資料のコピー作業（印刷する部数は、基本的に、分科会 1 回開催あたり、カラーについては両面 50 枚－10 セット、モノクロについては両面 50 枚－60 セットを目安とする。）資料の一部である事業原簿はページ数が多い（100 枚を超える）場合、メインテーブル以外への配布の必要性については相談のうえ決定する。ただし、印刷枚数・部数については、分科会開催準備段階で決定することから、変動する。
- ・ 分科会資料の封筒詰め作業（封筒については、NEDO が支給したものを使用する。）
- ・ 非公開資料返送用封筒と伝票の用意
- ・ 航空機利用の委員がいる場合、航空機チケットの半券返送用封筒の用意

④ 分科会当日の運営支援（3～4 人程度（分科会の規模に応じて変動するため、都度、NEDO と協議する））

- ・ 受付の配置及び復旧作業
- ・ 受付係の配置、受付、及び座席への誘導作業
- ・ 机、椅子の手配、配置及び復旧作業
- ・ マイクの手配、配置、調整及び受け渡し作業
- ・ 会場内の空調の温度調節
- ・ 会場内の照明の調節
- ・ 関係者名札、会場案内等の作成、設置及び回収作業
- ・ パソコンやプロジェクター等のプレゼンテーション関連機材の手配、設置及び設定作業。なお、パソコンは極力最新ソフト対応ができるものとする。
- ・ 発表者のプレゼンテーション動作確認・投影のサポート。
- ・ 分科会資料の配布作業（非公開資料がある場合は、配布者及び配布部数を確認する。）分科会終了後の非公開資料の郵送作業（送付状、非公開資料返送用封筒、伝票、封筒を同封。必要な場合は、公開資料、航空機チケットの半券返送用封筒も同封する。）
- ・ 非公開プレゼンテーションの際の一般傍聴者の誘導作業（非公開プレゼンテーションが行われる場合に限る。）及び公開時前の一般傍聴者の有無確認と誘導作業。
- ・ 非公開プレゼンテーションが行われ、実施者の入替が必要な場合の非公開プレゼンテーションでの実施者入替の際の実施者の管理・誘導作業（一般傍聴者の誘導と同一の者が行う。）及び控室の配置。
- ・ 会議中の飲料の手配、配置及び回収作業。

- ・ 事前打ち合わせを含め会議が昼食時間にかかり、かつ、NEDO から要請があった場合、昼食の手配、配膳及び回収作業（会議を行う会場での飲食が困難な場合は、別途会場を手配する。）
- ・ 分科会が二日間に亘る場合、初日終了後に、委員・事務局側の非公開資料を適切に管理する。

⑤ 分科会の記録

- ・ 速記者を手配する。
- ・ 議事録（公開）速記者の作成した発言録等に基づき、分科会での審議及びプロジェクト等の内容を十分に踏まえて分科会の公開部分の議事録を作成し、会議の翌日から5営業日以内に提出する。（採択後、NEDO から配布される予定の所定の様式に基づき作成する。）分科会でのやりとり等から非公開情報であると判断される部分はその旨を注記する。
- ・ 速記録（公開、非公開）：速記者の作成した発言録を、会議の翌日から10営業日以内に提出する。提出は基本的に紙媒体で行う。場合により既述の期間より早めに提出を依頼することもある。
- ・ 欠席委員がいる場合、分科会公開部分を録画する。

⑥ 分科会終了後の対応

- ・ 当日受付状況を NEDO に共有する。
- ・ 欠席委員がいる場合、分科会公開部分を録画したものを DVD 形式で欠席委員宛てに送付する。
- ・ 郵送した非公開資料について、資料が宛先に到着したことを伝票番号から確認し、全件の到着が確認できた時点（原則分科会開催から3営業日以内）で NEDO に連絡する。

（3）現地調査会支援（プロジェクト評価のみ）

NEDO の指示に基づき、以下の業務を実施すること。

なお、現地調査会の開催頻度は、プロジェクト評価件数の1/2から2/3程度と想定する。ただし、現地調査会開催の有無は分科会開催準備の過程で決定されるため、開催頻度は変動する。

① 事前準備

- ・ 開催地への交通経路等の調査及び手配。
- ・ NEDO の要請に応じ、現地の事前調査を行う。

② 現地調査会当日の運営管理（2名程度）

- ・ 委員の出欠確認。
- ・ 出席委員の誘導。（遅延者の対応も含む。）
- ・ 議事の取りまとめ。
- ・ 会議中の飲食の手配（手配方法については、必要に応じて事前に実施側と協議する。）。

- ・ 事前打ち合わせを含め会議が昼食時間にかかり、かつ、NEDO から要請があった場合、昼食の手配、配膳及び回収作業（会議を行う会場での飲食が困難な場合は、別途会場を手配する。）
- ・ 関係者名札、設置及び回収作業は必要に応じ行う。

③ その他

- ・ 現地調査会で発生する費用を負担する。

(4) 評価コメント及び評点の取りまとめ

委員から提出された評価コメント及び評点の整理・集約を行い、NEDO の依頼から 5 営業日以内に提出すること（採択後、NEDO から配布される予定の所定の様式に基づき作成する。）

(5) 評価業務改善に向けた提案

評価分科会の運営において更なる改善が可能な点について、分科会終了後に NEDO ま で連絡する。

(6) その他

別途、必要に応じて NEDO から要請があった場合は、NEDO と協議の上、実施する。

4. 対象分野及び対象プロジェクト等

本業務で対象とする分野は、次の3分野とする。
 ただし、実施件数に関しては変動の可能性がある。
 内訳は別表「2019年度評価対象一覧」を参照

- ① 新エネルギー・環境・イノベ分野
 (プロジェクト評価5件、制度・事業評価3件の計8件)
- ② 省エネルギー・スマコミ分野
 (プロジェクト評価4件、制度・事業評価2件、国際実証・テーマ評価1件の計7件)
- ③ 電子・材料技術分野
 (プロジェクト評価11件)

5. 業務のスケジュール

本業務のスケジュールは、下表の通りとする。

なお、2018年度の業務については、原則として当該技術分野のプロジェクト等に係る評価者候補選出の調査とする。

2018年度				2019年度													
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
●公募		外部有識者情報の収集・提供／分科会準備															
				分科会													
				評価結果とりまとめ													
									研究評価委員会							研究評価委員会	

※必要に応じ、第2回分科会を実施する。

6. 予算額

(1) 新エネルギー・環境・イノベ分野

(プロジェクト評価5件、制度・事業評価3件の計8件)

約1,180万円

2018年度 約 56万円

2019年度 約 1,124万円

(2) 省エネルギー・スマコミ分野

(プロジェクト評価4件、制度・事業評価2件、国際実証・テーマ評価1件の計7件)

約1,050万円

2018年度 約 49万円

2019年度 約 1,001万円

(3) 電子・材料技術分野

(プロジェクト評価11件)

約1,870万円

2018年度 約 77万円

2019年度 約 1,793万円

なお、公募は、分野ごとに分けて実施する。

7. 業務に係る契約について

本業務は、NEDOが定めた「調査委託契約標準契約書」、「調査委託契約約款」及び、ほかに定める特別約款に準ずるものとする。

特に本業務を通じて知り得た情報に関しては守秘義務を負うこととする。

8. 委託期間

NEDOが指定する日から2020年3月20日まで(複数年度契約)

9. 成果報告書の提出

成果報告書及び要約書の電子ファイル一式をCD-R等の不揮発性媒体に記録し、1セットを所定の期日までに提出する。

10. 報告会等の開催

委託期間中または委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

以上

(別表)

2019年度 評価対象一覧

技術分野	No.	評価類型	評価種別	PJ番号	プロジェクト等名	開始年度	終了年度	実施期間	推進部署
新エネルギー・環境・イノベーション分野	1	プロジェクト評価	中間	P17001	高効率な資源循環システムを構築するためのリサイクル技術の研究開発事業	2017	2022	6	環境部
	2	プロジェクト評価	中間	P16002 P10016 P92003	次世代火力発電等技術開発/の次世代技術の早期実用化に向けた信頼性向上技術開発	2017	2020	4	環境部
	3	プロジェクト評価	事後	P14019	太陽光発電システム効率向上・維持管理技術開発プロジェクト	2014	2018	5	新エネルギー部
	4	プロジェクト評価	事後	P14020	太陽光発電リサイクル技術開発プロジェクト	2014	2018	5	新エネルギー部
	5	プロジェクト評価	事後	P14017	再生可能エネルギー熱利用技術開発	2014	2018	5	新エネルギー部
	6	事業評価	中間	P14024	バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業	2014	2020	7	新エネルギー部
	7	制度評価	中間	P93012	課題解決型福祉用具実用化開発支援事業	1993	-	-	イノベーション推進部
	8	制度評価	事後	P14012 P14032	研究開発型ベンチャー支援事業(P)	2014	2018	5	イノベーション推進部
省エネルギー・スマコミ分野	1	制度評価	中間	P12004	戦略的省エネルギー技術革新プログラム	2012	2021	10	省エネルギー部
	2	事業評価	事後	P16006	高温超電導実用化促進技術開発/高温超電導配電技術開発	2016	2018	3	省エネルギー部
	3	プロジェクト評価	前倒し事後	P13001	固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発	2013	2019	7	次世代電池・水素部
	4	プロジェクト評価	前倒し事後	P15001	固体高分子形燃料電池利用高度化技術開発事業	2015	2019	5	次世代電池・水素部
	5	プロジェクト評価	事後	P14018	電力系統出力変動対応技術研究開発事業	2014	2018	5	スマートコミュニティ部
	6	プロジェクト評価	事後	P14010	分散型エネルギー次世代電力網構築実証事業	2014	2018	5	スマートコミュニティ部
	7	国際実証・テーマ評価	事後(テーマ評価)	P93050 P09023	エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業/インド共和国(印国)におけるスマートグリッド関連技術に係る実証事業	2015	2018	4	スマートコミュニティ部
電子・材料技術分野	1	プロジェクト評価	中間	P13004	超低消費電力型光エレクトロニクス実装システム技術開発	2013	2021	9	IoT推進部
	2	プロジェクト評価	事後	P10026	次世代プリントエレクトロニクス材料・プロセス基盤技術開発	2010	2018	9	IoT推進部
	3	プロジェクト評価	事後	P17002	次世代型産業用3Dプリンタの造形技術開発・実用化事業	2017	2018	2	IoT推進部
	4	プロジェクト評価	事後	P17003	IoTを活用した新産業モデル創出基盤整備事業	2017	2018	2	IoT推進部
	5	プロジェクト評価	前倒し事後	P09004 P10022	低炭素社会を実現する次世代パワーエレクトロニクスプロジェクト	2009	2019	11	IoT推進部
	6	プロジェクト評価	中間	P17004	ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト	2017	2021	5	ロボット・AI部
	7	プロジェクト評価	事後	P14011	インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト	2014	2018	5	ロボット・AI部
	8	プロジェクト評価	中間	P14015	次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料技術開発	2014	2021	8	材料・ナノテクノロジー部
	9	プロジェクト評価	中間	P14003	有機ケイ素機能性化学品製造プロセス技術開発	2014	2021	8	材料・ナノテクノロジー部
	10	プロジェクト評価	中間	P14002	二酸化炭素原料化基幹化学品製造プロセス技術開発	2014	2021	8	材料・ナノテクノロジー部
	11	プロジェクト評価	前倒し事後	P13006	非可食性植物由来化学品製造プロセス技術開発(P)	2013	2019	7	材料・ナノテクノロジー部